

長野県特別高圧受電医療機関電気料金負担軽減支援金（第5弾）交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、電気料金の高騰に直面する特別高圧受電医療機関の負担を軽減するため、予算の範囲内で、事業に係る電気料金の一部を支援する長野県特別高圧受電医療機関電気料金負担軽減支援金（第5弾）（以下「支援金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

（支援対象者）

第2 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、以下に該当する者をいう。

小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結している、長野県内の医療機関の開設者（国、地方公共団体を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、長野県暴力団排除条例（平成23年3月17日条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者は、支援金の交付の対象としない。

（支援金の額）

第3 第2で規定する支援対象者に対する支援金の対象月及び支援金の額は、別表のとおりとする。

（支援金の交付申請及び実績報告書）

第4 規則第3条に規定する申請書は、次のとおりとする。

長野県特別高圧受電医療機関電気料金負担軽減支援金（第5弾）交付申請書兼実績報告書（様式1号）

2 規則第12条第1項に規定する実績報告は、前項の提出をもって報告したものとみなす。

3 規則第3条及び規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- （1） 交付申請額計算書（様式2号）及び誓約書（様式3号）
- （2） 特別高圧の電力需給契約を締結していることを証する書類（契約書又は請求書の写し等）
- （3） 特別高圧受電施設の電気使用量を証する書類（請求書の写し等）
- （4） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（支援金の交付決定及び額の確定）

第5 知事は、第4第1項の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、支援金の交付決定を行い、支援対象者に通知するものとする。

2 前項の通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

（申請の取下げ）

第6 支援対象者は、規則第7条第1項に規定する申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面（任意様式）を第5の交付決定の通知を受けた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

（支援金の支払い）

第7 支援対象者は、支援金の支払いを受けようとするときは、長野県特別高圧受電医療機関電気料金負担軽減支援金（第5弾）請求書（様式4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、支援対象者から適正な請求書を受理した日から速やかに支援金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第8 知事は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき

2 知事は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支払われている支援金があるときは、支援対象者に対して、その返還を命じることができる。

(報告等)

第9 知事は、この要綱の実施において必要があると認めるときは、支援対象者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は調査することができる。

(関係書類の保管)

第10 支援対象者は、支援金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 支援対象者は、第7の支援金の支払いを受けたときは、支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、前項の資料及び帳票類をすべて保管しておかなければならない。

(その他)

第11 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月10日から施行する。

(別表)

支援金の対象月	支援金の額
令和8年7月分及び9月分	電気使用量1kWhあたりに1.8円を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額、以下同様）
令和8年8月分	電気使用量1kWhあたりに2.3円を乗じて得た額